

《 参考 3 》

《 鶏卵公正取引協議会の事業及び組織等 》(案)

1. 協議会の事業について

- (1) 規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) 規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) 規約の遵守状況の調査に関すること。
- (4) 規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること
- (5) 規約の規定に違反する会員に対する措置に関すること。
- (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (7) 景品表示法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。
- (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (9) 会員に対する情報提供に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

2. 協議会の組織について

- (1) 組織



専門委員会については、

- ・公正マーク使用の適否について審査することを目的とする〇〇委員会
- ・規約違反の適切な処理と未然防止を図ることを目的とする〇〇委員会 を設置予定

- (2) 役員

理事及び監事は会員の中から総会において選任する。

役員は、会長1名、副会長1名、専務理事1名、理事10～25名

- (3) 事務局

協議会に事務局を置く。

3. 会費

別紙参照